

は小立野臺にて、城地より今石引町の山崎領と遺名する地邊、いにしへ山崎の村地なりといひ傳ふれば、山崎町は今いふ石引町なるべし。石引町は名高き町名なれど、舊記に未だ見當らず。此の町は戸室山より城内用の石を挽き出すにより、俗に石引町と呼びけるに依つて、遂に舊名は絶えたるならん。十間町邊と云ふ説は、土屋義休の傳説より起るといへども、文政四年に彼の傳説に據つて、山の小路をば一時山崎町と更に稱する事となり、山崎町といにしへ稱せしは、十間町邊なりと世人彌々云ひ出し、山崎の村跡も十間町邊にて、村跡をば即ち山崎町と呼べる如くいひなせり。是全く文政四年に、町名の改稱ありし時の不吟味といふべし。石浦神社に傳來せる寛永八年の氏子地圖暨び新町窪市乙劍神社の傳説にて考ふるに、十間町の邊はいにしへ窪市の村地にて、窪市は三宮古記正和元年の條に、山崎・凹市と載せたる凹市なれば、山崎村と共に甚だ古き村落なる事知るべし。

○石引町

此の町名は、舊藩國初以來、城内の用石を戸室山より挽き

出せる道路なるに依つて石引町と呼べり。三州志來因概覽附録にも、文祿元年金城の石壁を築かしめらる。石引町は、今年築壘の巨石を戸室山より挽き出す道條なるを以て、此の時よりしか名づくといへり。平次按するに、此の町は舊名山崎町なるを、俗に石引町と呼べるものならん。然らば文祿より石引町と名づくるにはあらざるべし。石引町の名は、一書に、松平伯耆遠乗として小立野湯涌口へ罷越處、横山山城守爲普請戸室山より石を爲引たり。伯耆石引町を罷通る節、向より大勢の人夫石を引き、きやりを仕罷越處云々。といふ事見たり。右は寛永・正保の頃ならんか。此の後萬治三年七月の書付に、五兵衛と申者石引町に罷在、慶安三年に病死仕と見ぬ、同四年正月の書付に、山崎領太右衛門と申者、小立野石引町に罷在り、地子方才許仕ると云ふ事見たり。元祿九年の地子町肝煎才許付に、石引町・同横町・同後町とあり。今は上石引町・中石引町・下石引町となしたり。横町・後町は、石引町と呼べるになし。

○戸室石來歴

此の石は、河北郡戸室山より伐り出しける當國の産石な

り。青石・赤石の兩品ありて、是を青戸室・赤戸室と呼べり。他縣下に於ては、加賀御影と稱すといへり。石質俗にして、御影石に稍劣るといへども、火災に罹るとも破裂せざれば、石質御影石に勝るとも云ふべし。舊藩中は、諸士普請役とて、家祿・知行高に割當して、城内の普請役を勤めしむ。之を人役・銀役と稱し、大身は歩役人を出し、小身は役銀とて銀子を出す定めなり。さて歩役人共普請奉行の指圖に任せ、戸室山より石を伐り出させ、途中へ挽き出し置き、城中石垣等の破損修繕方に宛つる國法なり。故に城中の石垣等悉く皆此の戸室石を用ひたり。此の石を伐り出せし濫觴は詳かならずといへども、城中用の石は藩祖利家卿の時代よりなりといへり。三壺記に、文祿元年二月下旬利家卿上京あらせられ、其の頃世子利長卿へ仰せ置かれたる由にて、金澤城の本丸を石垣に築き給はんとて、戸室山より石を切り出させ給ふ云々。國事昌披問答に、是戸室山より御城御用石を切り出す初めなり。といへり。龜尾記に云ふ。田上に橋あり。戸室山への石引道なり。此の石切り出しの初りは、文祿元年金澤城普請を命ぜられたるより起るとい

へども、其の頃の町場は詳かならず。微妙公の時は、中山村領の山々より切り出されしといふ。微妙公みづから人夫を下知し給ふ所とて、今中納言山と呼べり。又人夫に餅・團子を蒔き賜はりたる處とて、今だご坂と呼べり。後には清水村領に町場ありて、藩士の歩役人を出して其の用を勤むといへり。金城深秘録に、慶長の頃利長卿・利常卿度々臨駕ありて陣取りし給ふ處を、今以て御座山と呼べりといふ。御城中用石夫付き定左の如し。

戸室山石御定夫付之事

- 一、一尺より一尺四寸迄 冬一人八夫 夏一人五夫
- 一、一尺五寸より三尺五寸迄 冬二人 夏一人八夫
- 一、三尺六寸より六尺五寸迄 冬二人八夫 夏二人
- 一、六尺六寸より九尺五寸迄 冬二人八夫 夏二人五夫
- 一、九尺六寸より一丈三尺五寸迄 冬四人 夏三人五夫
- 一、一丈三尺六寸より一丈六尺五寸迄 冬四人五夫 夏四人
- 一、一丈六尺六寸より一丈九尺五寸迄 冬五人 夏四人五夫